

## 遠野市立小中学校フッ化物洗口実施要綱

制 定 令和元年遠野市教育委員会告示第5号  
一部改正 令和2年遠野市教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条及び第14条の規定に基づき、学校保健計画に位置付け健康診断の事後措置として学齢期の歯の健康保持及び増進を図るため、遠野市立小中学校（以下「学校」という。）におけるフッ化物洗口（以下「フッ化物洗口」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 フッ化物洗口の実施主体は、遠野市（以下「市」という。）及び遠野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(実施対象者)

第3条 フッ化物洗口の対象者は、学校に在籍する児童生徒で、当該児童生徒の保護者が実施を希望する者とする。

(実施場所)

第4条 フッ化物洗口の実施場所は、前条の実施対象者が在籍する小学校及び中学校とする。

(実施マニュアル)

第5条 教育委員会は、フッ化物洗口の実施方法、薬品の管理等についてマニュアルを作成する。

(実施内容)

第6条 学校は、フッ化物洗口の実施担当者を定め、前条のマニュアルにより第3条に規定する実施対象者に対し、フッ化物洗口を週1回実施する。

2 学校は、前項のフッ化物洗口について法第5条に規定する学校保健計画に位置付けて実施する。

(実施手続)

第7条 第3条の規定によるフッ化物洗口の実施対象者は、保護者がフッ化物洗口実施希望申出確認書（様式第1号。以下「希望申出確認書」という。）を学校長に提出して確認するものとする。

2 希望申出確認書の提出を受けた学校長は、実施を希望する児童生徒のフッ化物洗口実施対象者名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）を作成し、学校歯科医師に提出する。

3 学校歯科医師は、学校長から提出を受けた名簿によりフッ化物洗口指示書（様式第3号。以下「指示書」という。）を作成し当該学校長に交付する。

4 学校長は、前項の規定により学校歯科医師から交付を受けた指示書の写しをフッ化物洗口の実施前に教育委員会に提出する。

5 フッ化物洗口の実施を中止しようとする保護者は、フッ化物洗口中止申出書（様式第4号）を学校長に提出する。

(関係機関との連携)

第8条 教育委員会は、フッ化物洗口の実施に当たり、遠野歯科医師会、遠野市医師会、遠野市学校薬剤師会、遠野市学校保健会、遠野市子育て応援部等の関係機関と連携を図る。

(費用)

第9条 フッ化物洗口の実施に要する費用は、市が負担する。

(担当)

第10条 フッ化物洗口の庶務は、教育委員会事務局が行う。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、フッ化物洗口の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (令和元年12月3日告示第5号)

この告示は、令和元年12月3日より施行する。

附 則 (令和2年4月9日告示第3号)

この告示は、令和2年4月9日より施行する。

様式第1号（第7条関係）

フッ化物洗口実施希望申出確認書

年 月 日

遠野市立 学校長 様

保護者氏名

遠野市立小中学校フッ化物洗口実施要綱第7条第1項の規定により、児童・生徒のフッ化物洗口の実施について、下記のとおり申出します。

記

フッ化物洗口の実施	希望する ・ 希望しない ( )
学 校 名	遠野市立 学校
児 童 ・ 生 徒 氏 名	年 月 日 生まれ

※ フッ化物洗口の実施の欄は、どちらかを○印で囲んでください。

※ フッ化物洗口の実施を希望しない場合は、差支えがなければその理由を ( ) に記入してください。



様式第3号（第7条関係）

フッ化物洗口実施指示書（                      年度実施分）

年    月    日

遠野市立                      学校長 様

学校歯科医師

医療機関名

氏                      名

㊟

貴職から遠野市立小中学校フッ化物洗口実施要綱第7条第2項の規定によるフッ化物洗口実施対象者名簿の提出があったので、フッ化物洗口の実施に当たり同条第3項の規定により指示書を交付するので、下記のとおり実施してください。

記

1 フッ化物洗口液の調整方法

フッ化物洗口剤のオラブリス洗口用顆粒11%（以下「洗口剤」という。）を水に溶かしたフッ化ナトリウム水溶液（フッ化物濃度 900 ppm。以下「洗口液」という。）を下記のとおり調整してください。

洗口剤	g 包	包
水道水	ml	

2 フッ化物洗口の実施方法

洗口液を一人10mlで週1回、約1分間洗口してください。

3 留意事項

- (1) 洗口液の調整は、専用容器を使用し洗口剤及び水道水の量を複数人で確認すること。
- (2) フッ化物洗口の実施後は、洗口液を吐き出し30分間はうがいや飲食をさけること。
- (3) 洗口剤の保管は、鍵のかかる保管庫で保管すること。

様式第4号（第7条関係）

フッ化物洗口中止申出書

年 月 日

遠野市立 学校長 様

保護者氏名 ㊟

遠野市立小中学校フッ化物洗口実施要綱第7条第5項の規定により、下記の児童・生徒のフッ化物洗口の実施の中止を申し出します。

記

学 校 名	遠野市立 学校
児童・生徒氏名	年 月 日 生まれ